

事業主の皆さま、改正育児・介護休業法に基づく規定整備はお済みですか？

育児・介護休業規定整備相談会を開催します

男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年に育児・介護休業法が改正されました。

また、平成24年7月1日から、これまで適用が猶予されていた「育児のための短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」、「介護休暇制度」が、従業員100人以下の事業主にも適用されています。

岐阜労働局雇用均等室では、改正育児・介護休業法に基づく規定整備について、下記のとおり県内5か所で個別相談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

規定を作ってみたけれど、これでいいか見てほしい。



<相談内容の例>

- ・改正法に沿った育児・介護休業規定の作成方法、点検等
(規定の点検をご希望の場合は、規定をご持参ください)
- ・育児休業等制度取得者の処遇
- ・両立支援助成金
(子育て期短時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金)
- ・一般事業主行動計画の策定 など

初めて育児休業をとる人が出るけれど、どのように対応したらいいかしら？



<開催日時・場所>

開催地	開催日・開催時間	場所
関	平成24年12月3日(月) 10時~12時、13時~16時	関労働基準監督署会議室 関市西本郷通3-1-15 電話：0575-22-3251
多治見	平成24年12月4日(火) 10時~12時、13時~16時	多治見労働基準監督署会議室 多治見市音羽町5-39-1 電話：0572-22-6381
大垣	平成24年12月5日(水) 10時~12時、13時~16時	大垣労働基準監督署会議室 大垣市藤江町1-1-1 電話：0584-78-5184
高山	平成24年12月6日(木) 10時30分~12時30分、 13時30分~15時30分	高山労働基準監督署会議室 高山市花岡町3-6-6 電話：0577-32-1180
岐阜	平成24年12月3日(月) ~平成24年12月7日(金) 10時~12時、13時~16時	岐阜労働局4階相談ブース 岐阜市金竜町5-13岐阜地方合同庁舎 電話：058-245-1550

<対象>事業主、人事労務担当者等

<申込>原則、事前予約制です。裏面の参加申込書に必要事項を記入して、FAX等により岐阜労働局雇用均等室あてお送りください(参加無料)。

岐阜労働局雇用均等室(FAX:058-245-7055)行き

育児・介護休業規定整備相談会 参加申込書

企業名	
所在地	
連絡先	
参加者職氏名	

※個人情報を他に利用することはありません。

<参加希望会場>

<input type="checkbox"/> 関会場	平成24年12月3日(月) 午前・午後() 時頃
<input type="checkbox"/> 多治見会場	平成24年12月4日(火) 午前・午後() 時頃
<input type="checkbox"/> 大垣会場	平成24年12月5日(水) 午前・午後() 時頃
<input type="checkbox"/> 高山会場	平成24年12月6日(木) 午前・午後() 時頃
<input type="checkbox"/> 岐阜会場	平成24年12月 日() 午前・午後() 時頃

- * 参加を希望する会場の口欄にチェックを入れ、希望する時間帯をご記入ください(岐阜会場は希望日もご記入ください)。
- * 申込書を受付後、当室担当者より確認のためご連絡します(申し込み状況によっては、対応時間帯を調整させていただく場合があります)。

◆育児・介護休業法の内容や改正法に沿った育児・介護休業規定の作成方法、点検等以外で希望する相談内容があれば、口にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/> 育児休業等制度取得者の処遇
<input type="checkbox"/> 両立支援助成金(子育て期短時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金)
<input type="checkbox"/> 一般事業主行動計画の策定
<input type="checkbox"/> その他()

<参加申込・お問い合わせ先>

岐阜労働局雇用均等室 〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜地方合同庁舎4階 電話 058-245-1550 FAX 058-245-7055
--

